# 資 料

#### 大分県医療審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「令」という。)第5条 の16の規定により設置される大分県医療審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員21人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 医師
  - (2) 歯科医師
  - (3) 薬剤師
  - (4) 医療を受ける立場にある者
  - (5) 学識経験のある者

(副会長)

- 第3条 審議会に、会長のほか、副会長1名を置く。
- 2 副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

(会議)

第4条 審議会は、会長が議長となる。

(部会)

- 第5条 令第5条の21第1項の規定により、以下の部会を置く。
  - (1) 医療法人の設立、解散等を審議するため、医療法人部会を置く。
  - (2) 医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づき、診療所の一般病床の設置等を審議するため、有床診療所部会を置く。
- 2 部会は、委員及び専門委員8人以内で組織する。
- 3 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第5条の21第4項の規定により、部会において審議した事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、大分県福祉保健部医療政策課において処理する。

附則

この要綱は、昭和62年3月10日から施行する。

附則

この変更要綱は、昭和62年12月2日から施行する。 附 則

この変更要綱は、平成2年4月23日から施行する。

この変更要綱は、平成5年4月1日から施行する。 附 則

この変更要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則

この変更要綱は、平成12年4月1日から施行する。 附 則

- この変更要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この変更要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この変更要綱は、平成19年9月14日から施行する。 附 則
- この変更要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 大分県医療審議会委員名簿

任期:平成27年2月1日~平成29年1月31日

委員数:20名

区分	職 名	氏 名 備 考
	県 医 師 会 長	近藤 稔 (会長)
	県 歯 科 医 師 会 長	長尾博通
	県 薬 剤 師 会 長	安 東 哲 也
医	大分大学医学部附属病院長	津 村 弘 (副会長)
療	郡市医師会代表	河野幸治
提	国 立 病 院 代 表	酒井浩徳
供	自 治 体 病 院 代 表	井 上 敏 郎
者	医 師 会 病 院 代 表	杉村忠彦
	民 間 病 院 代 表	川嶌眞人
	精神科病院代表	山 本 紘 世 ~H28.5.31
	精神科病院代表	渕 野 勝 弘 H28.6.1~
受	県 市 長 会 代 表	橋本祐輔
療	大分県国民健康保険団体連合会理事長	中野五郎
関	健康保険組合連合会大分連合会長	三浦洋一
係	地域婦人団体連合会副会長	奥城朝惠子
者	日本労働組合総連合会大分県連合会長	佐 藤 寛 人
学	県議会福祉保健生活環境委員長	古手川 正 治 ~H28.5.31
識	県議会福祉保健生活環境委員長	衞 藤 明 和 H28.6.1~
経	大分大学大学院福祉社会科学研究科客員研究員	椋 野 美智子
験	大 分 大 学 医 学 部 教 授	寺 尾 岳
者	大分県立看護科学大学長	村嶋幸代
	県 看 護 協 会 長	松原啓子

#### 大分県医療計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療資源の地域的偏在や人口の高齢化などの医療をとりまく環境の変化に対応して、体系的に医療供給体制を整備し、県民の医療の充実を図ることを目的とした医療計画の策定に関し研究協議するため、大分県医療計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (組織)

- 第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
  - (1) 医療関係者
  - (2) 福祉関係者及び受療関係者
  - (3) 学識経験者及び行政関係者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(専門部会)

- 第5条 協議会に必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。
- 3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査検討を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部医療政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月26日から施行する。

附目

この要綱は、平成23年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

# 大分県医療計画策定協議会 委員名簿

任期:平成27年7月1日~平成29年6月30日

委員数:20名

区分	所 属 等	委員氏名	安貞数:20名 備 考
	大分県医師会 副会長	新森 義信	
	大分県医師会 常任理事	三倉 剛	
	大分県歯科医師会 常務理事	藤本 洋士	
<u>医</u>	大分県薬剤師会 副会長	副  千秋	
療	大分県看護協会 専務理事	神品 實子	
関	大分大学医学部附属病院 院長	津村 弘	
係	国立病院機構代表	室豊吉	大分医療センター 院長
者	全国自治体病院協議会大分県支部 代表	横田 昌樹	中津市民病院 院長
	大分県病院協会 副会長	松本 文六	
	大分県精神科病院協会 会長	山本 紘世	
	大分県医療ソーシャルワーカー協会 会長	井元 哲也	
受福	大分県老人福祉施設協議会 会長	大木 隆	
療祉 関関 係係	大分県保険者協議会 会長	北川 晴雄	
者者 及	大分県地域婦人団体連合会 副会長	安部 志津子	
び	大分県老人クラブ連合会 会長	杉﨑 良春	
有	大分大学 医学部長	守山 正胤	
有識者及び行政関係者	大分県立看護科学大学 看護学部長	藤内 美保	
	杵築市長	永松 悟	
) 数 関 係	大分県消防長会 会長	奈良 浩二	大分市消防局長
者	大分県保健所長会 会長	内田 勝彦	中部保健所長

#### 大分県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、構想 区域(同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」」をいう。)ごとに、将来の病床 数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想(同号に規定する「地域医療構想」を いう。以下同じ。)の達成を推進するために必要な協議を行うため、地域医療構想調整会議(以 下「調整会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。
  - (1) 地域医療構想の策定に関する協議
  - (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
  - (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
  - (4)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号) 第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
  - (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

- 第3条 調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。
  - (1)診療に関する学識経験者の団体
  - (2) その他の医療関係者
  - (3) 医療保険者
  - (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

#### (議長及び副議長)

- 第5条 調整会議に議長及び副議長を置く。
- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務 を代理する。

(設置期間)

第6条 調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

#### (会議)

- 第7条 調整会議は議長が招集する。
- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(2年目11)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議 に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

### 東部地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:27名

区分	所 属 等	委員氏名	備 考
	別府市医師会 会長	河 野 幸 治	
	速見郡杵築市医師会 副会長	田 原 亨	
	国東市医師会 会長	桾 本 定 秀	
	別府市歯科医師会 会長	城下功	
	別府市薬剤師会 会長	友 成 朗	
	大分県看護協会 別府·杵築·日出地区理事	藤川桂子	
Fr.	別府医療センター 院長	酒 井 浩 徳	
医療	西別府病院 院長	後藤 一也	
関	九州大学病院別府病院 院長	三森功士	
係	新別府病院 院長	中村夏樹	
者	大分県厚生連鶴見病院 院長	藤富豊	
Ή	国東市民病院 院長	籾 井 眞 二	
	杵築市立山香病院 院長	小 野 隆 司	
	別府リハビリテーションセンター長	長 岡 博 志	
	中村病院 院長	中村英助	
	畑病院 院長	畑    洋 一	
	鶴見台病院 理事長	山 本 紘 世	
	馬場医院 院長	馬場欽也	
福祉関係者 及び	大分県後期高齢者医療広域連合 事務局長	安 部 亨	
受療関係者	国東市地域包括支援センター所長	柳井孝則	
	別府市福祉保健部長	大 野 光 章	
行政関係者	杵築市市民課長	河野 雄二郎	
	国東市医療保健課長	徳 地 裕 一	
	日出町健康増進課長	高 倉 伸 介	
	姫島村健康推進課長	三 浦 源 太	
	別府市消防長	河 原 靖 繁	
	大分県東部保健所長	安 達 国 良	

### 中部地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:30名

区分	所 属 等	委員氏名	
	大分市医師会 会長	杉村忠彦	
	大分東医師会 会長	三 宅 勝	
-	大分郡市医師会 会長	釘 宮 誠 司	
	臼杵市医師会 会長	植田明德	
	津久見市医師会 会長	深 江 俊 三	
	大鶴歯科医師会 会長	小 野 利 行	
	大分県薬剤師会 中部ブロック長	荘 司 一 茂	
	大分県看護協会 大分地区理事	甲斐仁美	
	大分大学医学部附属病院 院長	津 村 弘	
医	大分医療センター 院長	室 豊吉	
療	大分赤十字病院 院長	若 杉 健 三	
関	大分県立病院 院長	井 上 敏 郎	
係	湯布院病院 院長	根橋良雄	
者	臼杵市医師会立コスモス病院 院長	下 田 勝 広	
	津久見市医師会立津久見中央病院 院長	桑原亮彦	
	大分循環器病院 理事長	秋 満 忠 郁	
	井野辺病院 理事長	井野邉 純 一	
	諏訪の杜病院 院長	武居光雄	
	大分記念病院 名誉理事長	豊田貫雄	
	社会医療法人関愛会 佐賀関病院 会長	長 松 宜 哉	
	大分丘の上病院 理事長	帆 秋 善生	
	岩男病院 院長	岩 男 裕二郎	
	市ヶ谷整形外科 院長	市ヶ谷 学	
	全国健康保険協会大分支部 企画総務部長	髙 栁 伸 一	任期:H27.8.1~27.9.30
福祉関係者 及び 受療関係者	全国健康保険協会大分支部 企画総務部長	川崎修	任期:H27.10.1~
文	健康保険組合連合会大分連合会 事務局長	得 能 正 造	
行政関係者	大分市保健所長	嶋 津 宗 典	
	臼杵市保険健康課長	吉賀正彦	
	津久見市健康推進課長	増 田 浩 太	
	由布市健康増進課長	麻 生 清 美	
	大分県中部保健所長	内 田 勝 彦	

# 南部地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:18名

区分	所 属 等	委員氏名	備 考
	佐伯市医師会 会長	小 寺 隆	
	佐伯市医師会 副会長	島村康一郎	
	佐伯市歯科医師会 会長	戸 髙 勝 之	
	佐伯市薬剤師会 会長	脇 田 佳 幸	
医	大分県看護協会 佐伯地区理事	北 谷 玲 子	
療	南海医療センター 院長	亀 川 隆 久	
関	長門記念病院 院長	後藤 陽一郎	
係	西田病院 院長	西田尚史	
者	佐伯中央病院 副院長	小 寺 隆 元	
	渡町台外科病院 院長	吉川健一郎	
	曽根病院 院長	曽 根 勝	
	御手洗病院 院長	御手洗 義信	
	佐伯保養院 院長	廣瀬就信	
福祉関係者 及び	全国健康保険協会大分支部 企画総務部 保健グループリーダー	石 丸 航 也	
受療関係者	佐伯市地域包括支援センター長	平山和也	
行政	佐伯市福祉保健部長	飛高 彌一郎	
関係	佐伯市消防本部 消防長	加藤新吾	
者	大分県南部保健所長	前 田 泰 久	

# 豊肥地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:20名

区分	所 属 等	委員氏名	備 考
	竹田市医師会 会長	加藤一郎	
	豊後大野市医師会 副会長	筑 波 貴 与 根	
	豊後大野市歯科医師会 会長	武藤秀典	
E-	豊後大野市薬剤師会 会長	矢野 ことみ	
医	大分県看護協会 豊後大野・竹田地区理事	菅 原 紀 代	
療	豊後大野市民病院 院長	木 下 忠 彦	
係	竹田医師会病院 院長	石 井 一 誠	H27.12.31まで副院長
者	大久保病院 理事長	大久保 健作	
日	帰巖会みえ病院 院長	松山幸弘	
	福島病院 院長	福島克彦	
	みえ記念病院 院長	島袋隆	
	伊藤医院 院長	伊藤恭	任期:H27.9.1~
受福	警察共済組合大分県支部	中城有湖	
受療関係者 及び 者 (番組関係者	竹田市地域包括支援センター長	木部 眞里子	
者者	豊後大野市地域包括支援センター長	原 尻 京 子	
	竹田市保険健康課長	後藤 新一	
行政関係者	豊後大野市市民生活課長	野 仲 郁 美	
	竹田市消防本部 消防長	大 塚 義 徳	
	豊後大野市消防本部 消防長	麻 生 純 二	
	大分県豊肥保健所長	山下 剛	

# 西部地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:24名

区分	所 属 等	委員氏名	# 考 # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	日田市医師会 会長	渡邉俊治	
	玖珠郡医師会 会長	武田大威	
	日田歯科医師会 会長	小 野 隆	
	玖珠郡歯科医師会 会長	倉 成 一 宏	
	日田薬剤師会 会長	小 堅 一 行	
医	玖珠郡薬剤師会 会長	小 野 哲 郎	
療	大分県看護協会 日田·玖珠·九重地区理事	古賀 ゆかり	
関	大分県済生会日田病院 副院長	林 田 良 三	
係	大分友愛病院 理事長	山 本 亨	
者	大河原病院 院長	大河原 建也	
	日田リハビリテーション病院 院長	石 田 漂 太	
	玖珠記念病院 院長	後 藤 憲 文	
	膳所医院 院長	膳 所 和 彦	
	友成医院 院長	友 成 一 英	
	隈診療所 理事長	宮﨑秀人	
亚 圩	全国健康保険協会大分支部 企画総務部 企画総務グループ長	荒 木 直 彦	
受療関係	老人保健施設六和会センテナリアン 施設長	荒 川 佳 奈	
関 び 係 者 者	日田市介護支援専門員協議会 代表理事	赤坂 由美子	
14 14	玖珠郡介護支援専門員協議会 代表理事	藤 野 裕 史	
	日田市健康保険課長	相良信哉	
行政関係	日田市長寿福祉課長	梅野俊哉	
	九重町健康福祉課長	江 藤 清 子	
係者	玖珠町福祉保健課長	江 藤 幸 徳	
	大分県西部保健所長	池邉淑子	

# 北部地域医療構想調整会議 委員名簿

任期:平成27年8月1日~平成29年7月31日

委員数:19名

区分	所 属 等	委員氏名	備 考
	中津市医師会 会長	末 廣 朋 耒	
	宇佐市医師会 会長	徳 光 伸 一	
	豊後高田市医師会 会長	野中良仁	
	中津歯科医師会 会長	伊 東 右 人	
医	宇佐市薬剤師会 会長	友 松 茂 喜	
療	大分県看護協会 中津·宇佐·豊後高田地区理事	工藤美代	
関	中津市民病院 院長	横田昌樹	
係	宇佐高田医師会病院 院長	柏木孝仁	
者	川嶌整形外科病院 理事長	川嶌眞人	
	佐藤第一病院 理事長	佐藤仁一	
	高田中央病院 理事長	瀧 上 茂	
	大貞病院 理事長	向 笠 浩 貴	
	渡辺医院 院長	帆 足 茂 久	
福祉関係者	全国健康保険協会大分支部 企画総務部 保健グループ統括リーダー	吉 野 泰 介	
及び 受療関係者	大分県地域包括・総合相談・在宅介護 支援センター協議会 県北ブロック幹事	伊藤保幸	
行政関係者	中津市生活保健部長	髙倉博文	
	宇佐市福祉保健部長	土居秀徳	
	豊後高田市ウェルネス推進課長	伊南 富士子	
召	大分県北部保健所長	大 神 貴 史	_



### 大分県地域医療構想

発 行 平成28年6月

発行者 大分県福祉保健部医療政策課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-2652 FAX 097-506-1734

E-mail a12620@pref.oita.lg.jp